

2022 年 11 月 1 日

日本学校ソーシャルワーク学会会員各位

日本学校ソーシャルワーク学会  
代表理事 鈴木 庸裕

## 告 示

日本学校ソーシャルワーク学会では、機関誌『学校ソーシャルワーク研究』の電子アーカイブ化に向けた準備を進めていくことを、2022 年度総会にて決議しました。この決議に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する電子ジャーナルプラットフォーム・科学技術情報発信・流通総合システム (J-STAGE) の活用を予定しています。機関誌に掲載された論文等が広く読まれるようになることは、研究成果の社会への還元及び後世の研究発展に資するところが大きいと考え、10 月 9 日に開催しました 2022 年度第 3 回理事会において、創刊号以降すべての公開準備を進めていくことに決定いたしました。

電子アーカイブ化にあたっては、日本学校ソーシャルワーク学会が著作権者でなければなりません。当学会に著作権のある論文は第 7 号 (2012 年発行) からとなり、創刊号から第 6 号までは、学会に著作権があるとの規定はありません。本来ならば、個々の著作者に対して、著作権の譲渡または利用許諾の手続きを直接行うことが必要です。しかし、連絡先が不明の著作者も少なくないことから、著作者に対して譲渡または利用許諾の手続きを直接行うとすると、その事務量、費用は膨大なものとなります。

そこで本会では、創刊号から第 6 号までの『学校ソーシャルワーク研究』の著作物の著作権について、次の手続きで処理することを提案させていただくことにいたしました。

手続きは次のとおりです。

1. 本告示を通して、著作権のうちの「複製権」(著作権法第 21 条) および「公衆送信権」(同 23 条) の行使に限り、著作権者から本会に許諾いただくことを願います。
2. 上記についてご承諾いただけない著作権者またはご遺族等相続に基づく著作権者 (以下、合わせて著作権者) については、**2022 年 12 月 31 日までに**その旨を、本学会事務局あて連絡いただく。
3. **著作権者により申し出があった著作物については、アーカイブの対象としない。**
4. 申し出のなかった著作物については、承諾いただけたものとして電子アーカイブの作業を進める。
5. 公示期間後に本告示を知り、承諾しない旨の連絡があった場合、当該著作物の公開はその後すみやかに中止する。

会員各位におかれましては、本件についての情報をすでに学会員ではなくなっている方々にも広く伝えてくださいますようお願いいたします。